

設立趣旨書

1 趣旨

近年、日本各地の公園では、事故防止、騒音対策、施設保護などを理由にボール遊びが一律に禁止又は厳しく制限される例が見られます。一方、公園は子どもの身近な遊び場であるだけでなく、地域住民の健康づくり、世代間交流、地域コミュニティ形成の拠点となる公共空間です。利用者の安全や近隣住民への配慮を確保しながら、多様な遊びやスポーツの機会を両立させることが課題となっています。

この課題に対しては、単に禁止又は全面解禁のいずれかを選ぶのではなく、公園ごとの利用実態、周辺環境、利用者及び近隣住民の意見を把握し、時間帯、場所、利用ルール、設備等を組み合わせた現実的な運用方法を検討する必要があります。また、行政だけでなく、学校、企業、地域団体、保護者、子どもを含む利用者が情報を共有し、継続的に改善できる仕組みが必要です。

当法人は、公園利用及び公園活用に関する調査研究、行政等への提言・情報提供、子どもの遊び・スポーツ・レクリエーション及び地域交流、公園環境の整備支援、講演・研修・普及啓発、関係機関との協働等を行います。これらを通じ、公園ごとの事情に応じた安全で利用しやすいルールや環境を地域とともに整え、子どもが身体を動かす機会の拡大、住民の健康増進、世代を超えた交流の促進及び地域コミュニティの活性化を目指します。

これらの成果は特定の会員だけを対象とするものではなく、公園を利用する子ども、保護者、地域住民、学校、地域団体等、広く不特定かつ多数の者が享受できるものです。また、調査や実践から得られた知見を公開し、他の公園や自治体でも活用できる形で共有することにより、地域を越えた公益の増進にも寄与します。

こうした活動を継続して行うには、行政や企業等との協働・受託、資金の受入れ、責任ある施設運営等を行うための継続的で透明な組織基盤が必要です。営利を目的とせず、情報公開と適正な法人運営を行いながら公益的な事業を継続するため、特定非営利活動法人格を取得し、本法人を設立するものです。

2 申請に至るまでの経緯

令和3年5月 設立代表者岩野昌が個人として、国内外の公園利用やスポーツ文化、公園におけるボール遊びの制限等について調査を開始し、日本の公園利用に関する課題を認識した。

令和6年4月～ 岩野昌が個人として、公園利用実態、海外事例、自治体の取組等について調査・研究を継続した。

令和7年4月～ 岩野昌が個人として、岡山市の公園行政に関わる市職員、公園利用者、地域住民その他の関係者と、公園の利活用及び安全なボール遊び環境について意見交換を行った。本法人が目指す「安全への配慮と遊び・スポーツ機会の両立」という考え方と、地域の実情に応じて公園の魅力と利用価値を高める方向性について検討を重ねた。

令和8年3月～ 西古松南公園を、利用実態の把握、地域との意見交換、利用ルールや環境整備の検討、試行的な取組及び検証を一連で行うモデルケースの候補として検討した。

令和8年4月～ 西古松南公園等での検討・実践を通じて得られる、利用者と近隣住民の合意形成方法、安全面への配慮、利用ルール、設備・維持管理等に関する知見を、岡山市内の他の公園でも応用できる形に整理する構想を具体化した。岡山市内には100か所を超える多数の公園があり、将来的に各公園の実情に応じて活用できるモデルの構築を目指すものであり、現時点で100か所以上の公園で事業実施が決定しているという意味ではない。

令和8年5月 発起人・設立準備メンバーにより、法人の目的、定款、役員体制、事業計画及び活動予算等の検討を開始した。

令和8年9月17日 設立総会を開催し、法人設立、定款、事業計画、活動予算、役員等について決議した。

令和8年9月19日

特定非営利活動法人日本の公園でボール遊びができるようにする会
設立代表者 住所

氏名 岩野 昌